

食事療養費標準負担額変更について

令和7年4月から入院時の食費が変わります

健康保険法施行令の改正により、令和7年4月1日から入院時の食費（入院時食事療養費、入院時生活療養費）が以下のとおり引き上げられます。

食事療養費標準負担額

昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより、入院時の食費1食につき、20円引き上げることとなりました。また、所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1食につき10円～20円引き上げる内容となっています。

一般病棟（4F）療養病棟（5・6F、65歳未満）		1食あたりの負担額	
		令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
一般		490円	510円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	230円 (91日目以降180円)	240円 (91日目以降190円)
	低所得者Ⅰ	110円	110円
指定難病の患者		280円	300円

65歳以上の方が療養病棟に入院したときの生活療養費標準負担額

65歳以上の方が療養病床に入院したときの食費も、同じく1食につき20円引き上げることとなりました。また、所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1食につき10円～20円引き上げる内容となっています。なお居住費に変更はありません。

療養病棟（5・6F、65歳以上）		1食あたりの負担額	
		令和7年3月31日以前	令和7年4月1日以降
一般		490円	510円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	230円 (医療の必要性の高い方 91日目以降180円)	240円 (医療の必要性の高い方 91日目以降190円)
	低所得者Ⅰ	140円 (医療の必要性の 高い方110円)	140円 (医療の必要性の 高い方110円)
指定難病の患者		280円	300円